

第 26 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年7月25日、午後1時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第26回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4		5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

堀江 充、平塚和弘、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名であります。</p> <p>欠席委員は、4番 藤生正浩委員であります。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席は3名であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画の決定について</p>
----	--

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第26回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後1時31分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

5番 森山進平委員、12番 桐生さとみ委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 それでは議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が4件、筆数が6筆、面積が2,149㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が18件、筆数が36筆、面積が10,308㎡となっております。

合計いたしまして件数が22件、筆数が42筆、面積が12,457㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

議案書の9ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は菅田町地内の田、現況畑、面積187㎡ほか1筆、計196.35㎡です。

譲受理由は、自宅に近く耕作に便利であるため取得したいで、譲渡理由は、相続した農地で今後耕作予定が無いため手放したいで、契約内容は所有権移転の贈与でございます。

続きまして、議案書の25ページをご覧下さい。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

次ページに位置図と公図が載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 桐生委員

12番

12番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日は令和元年7月17日、水曜日、午前8時30分から、調査班は遠藤委員を班長といたしまして、三田委員、仙田委員、三田会長、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・贈与の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして13筆あることから、事前に事務局で確認し、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自宅や自作地の近隣のため耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

主幹

事務局の説明を求めます。

議案書の10ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は利保町地内の畑、現況宅地、面積221㎡のうち144.96㎡です。

施設の概要は農家住宅の敷地拡張で、農業用倉庫及び駐車場です。

申請理由は、既存宅地が手狭となったため、農業用倉庫および駐車場として利用していたものを是正したいで、この後ご説明します5条許可申請の3番にかかる是正案件です。農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用除外、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設住宅です。

ちなみに、既存宅地826.44㎡及び隣接する畑、現況宅地89㎡と一体利用します。

なお、この現況宅地89㎡についてはこの後ご説明しますが、非農地証明を交付して是正手続きを行っておりますので、申し添えます。

続きまして、議案書の27ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。

次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

今月は合計いたしまして12件申請がございました。うち4件が一般住宅用地、残りの8件が太陽光発電設備用地ということになっております。

それでは説明いたします。

1番、申請地は藤本町地内の畑、面積1,309㎡ほか2筆、計2,438㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル768枚を1,300㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2

種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

議案書の29ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が30ページから35ページに載せてありますので、ご覧ください。

議案書の11ページにお戻りください。

続きまして2番、申請地は羽刈町地内の畑、面積684㎡ほか2筆、計2,108㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル528枚を1,118.3㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

2番の調査書は、議案書の36ページに載せてございます。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が37ページから42ページに載せてありますので、ご覧ください。

では、議案書の11ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は菅田町地内の田、面積498㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積125.54㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、渡人と受人は親子となっております。

議案書の43ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

では、11ページにお戻りください。

4番、申請地は田島町地内の田、面積846㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル183枚を355㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替える土地の有無 無です。

こちらの調査書は、45ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてございます。

では12ページをお開きください。

5番、申請地は樺崎町地内の畑、面積499㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積115.1㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条14号、市街化調整区域内に長期居住する者のための住宅、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

5番の調査書は48ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

議案書12ページにお戻りください。

6番、申請地は奥戸町地内の畑、面積958㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル306枚を498.78㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

6番の調査書は50ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書12ページにお戻りください。

7番、申請地は奥戸町地内の田、面積1,648㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル620枚を1,010.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

また、渡人と受人は親子となっております。

7番の調査書は53ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてございます。

では、議案書12ページをお願いします。

続きまして8番、申請地は松田町地内の田、面積1,079㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル244枚を483.12㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

8番の調査書は56ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載

せてございます。

では、議案書12ページにお戻りください。

続きまして9番、申請地は板倉町地内の田、面積458㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積122.55㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条14号、市街化調整区域内に長期居住する者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設住宅です。

9番の調査書は59ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページに位置図、公図を載せてあります。

では、議案書の13ページをお開きください。

10番、申請地は小俣町地内の田、面積1,410㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル432枚を736㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

10番の調査書は61ページとなっております。各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では、議案書13ページにお戻りください。

11番、申請地は百頭町地内の田、面積260㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積125.86㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

11番の調査書は64ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページに位置図、公図を載せてございます。

では、議案書の13ページにお戻りください。

5条申請の最後の案件です。

12番、申請地は羽刈町地内の畑、面積1,420㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル292枚を489.81㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替えする土地の有無 無です。

12番の調査書は66ページとなっております。調査書は各項目とも適

正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議長

以上、5条許可申請12件です。よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番

6番 遠藤委員。

6番 遠藤です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の29ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様です。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、市内で複数の太陽光発電事業を営む申請人が、さらなる事業拡大を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

発電出力は150キロワットの高圧で、年間を通して安定的に発電を行うため、太陽光発電パネル768枚が設置でき、変電施設、メンテナンス車両の駐車場が確保できる2,438㎡が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、日照を十分に得ることができ、かつ、公道に面する土地を数ヶ所検討したところ、適地が申請地だったということです。

申請地は、南に向かって地面が高くなり傾斜がありますが、盛土をせず整地のみとし、雨水は低い田の部分で受け止め、浸透させます。

また、転用に係る事業資金は、すべて自己資金で賄います。

発電パネルは、0.8～1.8mと低めに設置し、北で隣接する農地に日陰が生じないように配慮するとのことでした。また、北にある素掘りの水路、南にあるU字溝の水路は、川上・川下の農地に迷惑がかからないよう、いずれも現状を維持するため、周辺農地への影響はないものと考えます。

なお、草刈りは年2回行う計画ですが、周囲に住宅が多いため、こまめに除草をしてほしい旨を、申請人へ伝えることをお願いしました。

申請地は、東側は公道、北側は田、西側及び南側は宅地となっています。

結論として、申請地は、藤本町中部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

長谷川委員。

9番

9番 長谷川です。

35ページにある土地選定経過書の中で、17番、20番、37番は会社敷地となっていますが、会社所有の土地であるか、現況どうなっているのか、許可は出ているが単純に地目を変更していないだけなのか、確認をお願いしたいのですが。

議長 事務局。

主査 こちらにつきましては、全資産評価証明で確認させていただきまして、住宅敷地用地ということで会社敷地として、認識しております。

9番 この会社のことですので、手続きはとっているかとは思いますが、このような場合、農業委員会として登記を変更してくださいと指導すべきなのか、このままでいいのかというところで、事務局の方でも相談して方向性を決めていただきたいと思います。

主幹 地目変更については、不動産登記法で現況変更から1か月以内に手続きを行う義務がありますので、不動産登記法の法規制を受けるということになりまして、農地法の規制は特にありません。

9番 農業委員会として、指導なのか助言なのか指摘なのかできないのでしょうか。

主幹 そこまでの権限もございません。

9番 これは農地台帳に載っているわけですね。

主幹 いいえ。転用をした時点で転用済地になりますので、農地ではないという扱いになります。

議長 足利市の道路も、現況は道路でも田となっているものもありますので、調べれば転用歴がわかるということでしょう。問題はないですね。

農業委員会とすると、事務局が指導することではないということですね。ほかに何かございませんか。

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 三田照子委員

2番 三田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の36ページをご覧ください。

今回は5条許可申請に伴い、申請地の調査と別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様です。調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、茨城県結城市で、建設業を生業とする申請人が、会社の収益向上を目的に、申請地を太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

申請人は、茨城県、千葉県などで、すでに太陽光発電事業を営んでおり、足利市を事業地とするのは初めてとなります。申請人は、足利市において太陽光発電設備の施工実績があり、今後も草刈りなどで訪れる機会があること、フェンス工事などの建設業の既存顧客がいること、本社の結城市から車で1時間かからないことなどから、保守管理業務に不安はないということでした。

発電出力は166.5キロワットと高圧で、年間を通して安定的に発電を行うため、太陽光パネル528枚が設置でき、変電施設、メンテナンス車両の駐車場が確保できる2,108㎡が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、市内複数の土地の中で、日照の確保や周辺の土地への影響を考慮した結果、申請地が適地だったということです。

発電パネルの設置は、盛土をせず整地のみとし、雨水は敷地内自然浸透とします。また、農地の“のり面”が崩壊して雨水などが周辺へ流れ出ないように、のり面を土で補強するとともに、隣接地の所有者と協議のうえ、のり面に芝を張ることも視野に入れているとのことでした。

転用の事業資金は、すべて自己資金で賄います。

安全対策として設置するフェンスについては、申請地境界から1m内側に設置し、境界とフェンスの間も含めて、年3、4回は除草作業を行う計画です。

また、発電パネルの傾斜を10度と緩やかにし、架台の高さを1.35mに抑え、北と西で接する農地に日陰が生じないように配慮するため、周辺農地への影響はないものと考えます。さらに、農地転用後に、発電事業を転売しないとの言葉を確認しました。

申請地は、東側は畑および宅地、北側は畑および雑種地、西側は畑および宅地、南側は公道です。

結論として、申請地は羽刈町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 推進委員の平塚です。

現状としては、東側と南側が宅地となっていて、公道も割と狭いのですが周辺の住民の方の了解を得て、納得をしているのであれば適正かと思えます。

議長 わかりました。ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。

続いて3番から12番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 3番から12番はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の14ページをお開き下さい。

議案第4号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、定例会の議決により判断することになり、今回上程したものです。

まず1番です。

対象地は今福町地内の畑、面積396㎡、耕作放棄地の把握年月日は令和元年6月27日、現況確認日は同じく7月17日です。

現地の状況は、笹が生い茂って山林の様相を呈しており、周囲の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが出来ない見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということであります。

続きまして議案書の69ページをご覧ください。

位置図と公図が載せてございます。

14ページにお戻りください。

つづきまして2番です。

対象地は今福町地内の畑、面積571㎡、耕作放棄地の把握年月日、現況確認日は1番と同様です。

現地の状況は、雑木が生い茂って山林の様相を呈しており、周囲の状況から、農地に復元しても継続して利用することが出来ない見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということであります。

続きまして議案書の70ページと本日追加配付した71ページをご覧ください。位置図と公図が載せてございます。

以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 11番 仙田委員。

11番 11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり現地調査を行い、1番は集落に近い山の裾野にあり、笹が生い茂っていることを確認いたしました。

また、2番については山林の中程にあり、現地への山道も無い事から現地調査は断念し、遠方より住宅詳細図と公図の写しおよび空中写真を基に位置状況を確認し、周囲の状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班としては非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

続いて議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の15ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年7月31日公告分であります。

申し訳ございませんが、18ページをお開きいただきまして、5番の受人の経営面積が漏れてしまいました。同じく4番の受人と同一人でございますので、同じものをご記入いただきたいと思います。

それでは改めて、説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。

貸借権設定、利用権設定が9件で、面積22,336㎡です。

続きまして所有権移転は2件で、面積1,307㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が17ページから19ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして所有権移転についてですが、1番、申請地は県町地内の田、面積1,041㎡で、売買価格は総額で52万500円です。

続きまして2番、申請地は島田町地内の畑、面積266㎡で、売買価格は25万円です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、7月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
続いて非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹 それでは21ページをご覧ください。
報告事項、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。
1番、申請地は利保町地内の畑、現況宅地、面積89㎡、願出の理由は、昭和50年以前から進入路として利用しているで、受付の日付は令和元年6月27日、処理の日付は同じく6月28日です。現地確認は事務局と藤生委員で行っております。
以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。
なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第26回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午後2時30分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年8月27日

足利市農業委員会

5番委員

12番委員